



# 一人ひとりの子どもを 大切にする学校をめざして〔Ⅱ〕

～いじめ問題の理解と対応～

いじめは、子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす深刻な問題であり、本市の教育の重要な柱である人権尊重教育の根幹を揺るがす問題でもあります。

各学校では、いじめがどの子どもにも、どの学級においても起こりうることを念頭に、すべての教職員が自らの問題として受け止め、未然防止や早期発見、迅速で的確な対応に徹底して取り組む必要があります。

このリーフレットは、こうしたことを踏まえて、いじめ問題に臨む姿勢や指導のあり方についてまとめたものです。

## 「いじめ」のとらえ方

文部科学省の調査では、「いじめ」を「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする」と定義しています。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。また、「個々の行為がいじめにあたるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと」としています。

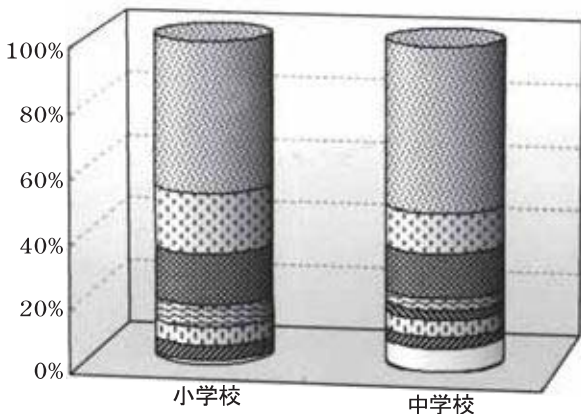
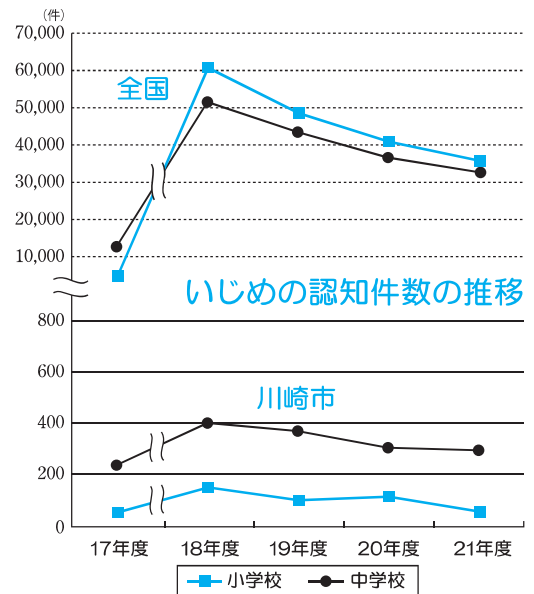
- 「一定の人間関係のある者」：学校の内外を問わず、例えば、同じ学校、学級、部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係がある者を指します。
- 「心理的、物理的な攻撃」：物理的な攻撃には、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、持ち物を隠されたりすることを含みます。また、攻撃には、仲間はずれや集団による無視など、直接関与しなくとも心理的圧迫で相手に苦痛を与える行為を含みます。
- 「精神的な苦痛を感じているもの」、「いじめられた児童生徒の立場に立つて」：いじめの内容や頻度、期間の長短、過去の人間関係によらず、いじめられた子どもの心情を重視するということです。
- いじめの把握には、アンケートや個人相談の実施、個人ノートなど教職員と児童生徒の間で交わされている日記の活用、投書箱の設置などを通じて、児童生徒から直接状況を聴く機会を設け、早期発見とともに、実態に即した状況を知るための工夫が必要です。

## いじめ問題の現状と課題

平成18年、文部科学省は前年度から全国で相次いだいじめ問題を契機に、いじめの定義を「自分より弱い者に対して一方的に」から「一定の人間関係のある者から」に見直したのをはじめ、調査を「発生件数」から「認知件数」に変更したことで、平成18年度は、件数が大幅に増加しました。

本調査が始まった昭和60年度以降、定義が見直されるたびに件数が大幅に増加し、その後徐々に減少していく特徴は本市だけでなく全国的に見られる傾向です。

これは、学校の対策が進む一方で、少子化やインターネットの普及など、子どもを取り巻く家庭環境や社会環境の変化と子どもの変容により、いじめの態様も年々変容して偽装化、巧妙化が進み、見えにくくなっていることが一因と考えられます。定義に基づいた調査数の減少は、むしろ潜在化が進んでいる警告ともいえるのです。



## いじめの態様 (平成21年度、川崎市)

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- その他

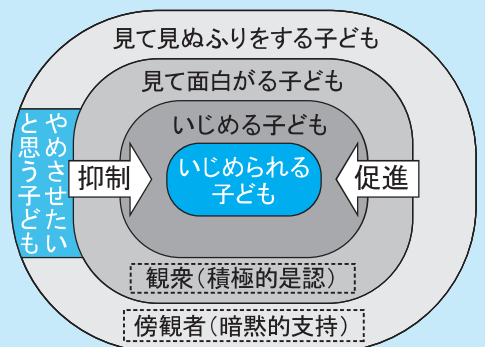
文部科学省 平成17～21年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(いじめの状況に関する調査)」における川崎市集計分より

## いじめ集団の構造

いじめられた子どもは、集団の中で他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれていきます。そこには、意図的に孤立させようとする集団の構造上の問題が潜んでいます。

いじめは当事者だけでなく、その周りには、はやしたてたる「観衆」や無関心を装う「傍観者」の存在があります。「観衆」が多いと、いじめは一層エスカレートする方向に向かい、また、「傍観者」は、いじめられている子どもから見ると、いじめに暗黙の了解を与えているように見えます。

いじめは、こうした4層構造の中で成り立っているのです。



集団内で起こるいじめの4層構造

## 「いじめ」に対する教職員の姿勢

## 1 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という一貫した強い姿勢を貫く

■いじめは人権侵害にあたる重大な問題です。いじめられる側にも原因があるとか、成長の糧になるなどの考え方を一掃し、どのような社会においてもいじめは許されないこと、見て見ぬふりをするのも同様に許されないとの姿勢が全教職員に必要です。

## 2 「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる問題である」という認識をもつ

■いじめは当事者以外からは見えにくいものです。わざとぶつかって「ごめん」と謝ったり、遊びやゲームを装ったりする巧妙化や偽装化が進んでいます。またインターネットの普及により体力に関係なく誰もがいじめる側、いじめられる側になる可能性があります。

## 3 教職員の言動が、子どもたちに大きな影響を及ぼすことを常に意識して指導にあたる

■大勢の前で特定の子どもの負のイメージとなる言動を取ったり、冷やかしたりする軽率な振る舞いが子どものいじめを増長します。また、過度な同質志向を排除し個を大切にするなど、いじめの問題は常に児童生徒指導観や指導のあり方が問われる問題です。

## 4 小さなサインを見逃さず、子どもたちの声に耳を傾け、真剣に受け止める姿勢をもつ

■報復をされるとか、保護者に心配をかけたくないなどの理由でいじめられた事実を話さないばかりか、ときには否定することもあります。何気ない子どもの言動から異変に気づく感性を磨くとともに、子どものどのような話も真剣に受け止める姿勢が大切です。

## 5 いじめられている子どもの立場に立って考え、初期段階から組織(チーム)で対応する

■子どもの悩みを親身になって受け止め、いじめかどうかの判断は、あくまでもいじめられている子どもの認識によることに留意します。また、問題を担任一人で抱えこまず、早い段階から教職員全体に周知してチームで対応することが早期解決につながります。

## 6 「共生\*共育プログラム」などを活用し、人間関係を豊かにする教育を計画的に実践する

■子どもたちの豊かな人間関係をはぐくむ教育活動を計画的に実践することが、いじめの未然防止につながります。「共生\*共育プログラム」や道徳、特別活動等で、ロールプレイやブレインストーミングを用いた子どもに考えさせる機会が必要です。

## 7 日頃から子どもとのふれあいを大切にし、信頼関係の構築に努める

■社会性やコミュニケーション能力の欠如など、子どもたちを取り巻く今日的な課題を念頭において、日頃のあいさつや声かけ、給食(昼食)や休み時間、清掃時間、部活動などを通じて子どもたちとのふれあいを積極的にもち、信頼関係を築くことが大切です。

## 8 学校や子どもの様子を積極的に家庭に情報発信し、保護者との連携を一層深める

■いじめ問題の解決には家庭の協力が重要な役割を担っています。問題を正確に把握するためには、学校の様子、家庭の様子を相互に認識することが欠かせません。さまざまな情報を積極的に保護者に提供し、学校と家庭の協力体制を築く必要があります。

## ますます見えにくくなる「いじめ」

## 「いじる」のは「いじめ」？

自らの失敗や欠点をわざと言って受けをねらう「いじられる」行為、それをあげつらって笑う「いじる」行為は、時として「公然と行われるいじめ」になります。

いじる側に「からかい」の意図や悪意があったとしても、笑いを取るための受け狙いであるという暗黙の了解や仲間外れになる不安が、いじられる側を拒否しにくくし、受け流すことを余儀なくされます。また、いじる側はそれを理由に正当化し、次第にエスカレートします。

教職員がこれに乗じるのは、いじめを容認するどころか、加担することに他なりません。

子どもたちのこうしたやりとりを見かけたら、人の失敗や欠点を利用した「いじる・いじられる」の人間関係は正常な友人関係ではなく、その行為は適切なコミュニケーション法ではないことをしっかり指導する必要があります。

## 急速に広がるネット上のいじめ

パソコンや携帯電話からネット上の掲示板、ブログ、プロフィールサイトなどへ誹謗中傷の書き込みやメールによるトラブルが年々増加し、最近ではポータブルタイプのゲーム機の通信機能を使ったいじめも報告されています。

ネット上のいじめは、短時間で深刻な状況に陥りやすいうえ、匿名性が高く実態を把握して対策をとることが非常に困難です。また、誰でも容易にいじめられる側、いじめられる側になるばかりでなく、学校の枠を超えて不特定多数が関与することもあります。

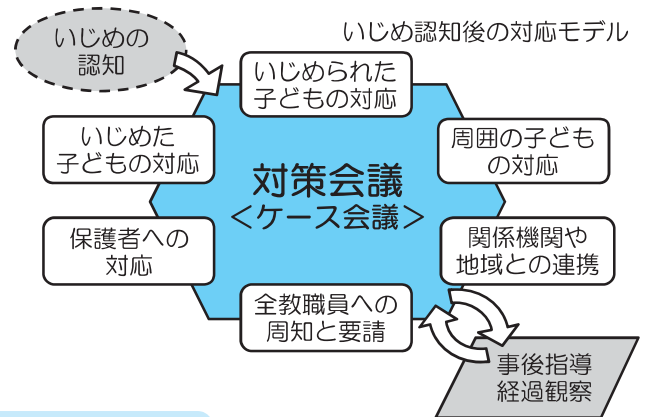
ネット上のいじめには、何より家庭との連携や協力が欠かせません。子どもたちの携帯電話やネット利用の実態を把握し、情報モラル教育の充実を図るとともに、保護者と協力して家庭内のルールやフィルタリングによる安全対策の徹底を啓発する必要があります。

# いじめ認知後の対応

いじめの対応を担任一人だけでやると、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者の対応についても誠意を尽くし、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する必要があります。

## 1 対策会議（プロジェクトチーム）の設立

- 問題対応のための対策会議の立ち上げ
  - ・学級担任、学年教職員、児童生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭などで役割を分担します。
- 具体的な指導や支援の共通理解
  - ・「いつ」「誰が」「誰に対して」「どのようなねらいで」「どんな内容」の指導を行うかを確認します。
- 情報を共有し、指導経過を確認
  - ・ミーティングは問題終結まで継続的に行います。



## 2 多方面からの情報収集による全体像の把握

- 関係者や周囲からの聞き取りによる事実確認
  - ・「いじめられた子ども」の話をもとに、「周囲の子ども」「かかわりのある教職員」「保護者」、必要に応じて「いじめた子ども」から、「何があったのか」を聞き取りや記録などを元に情報収集します。
  - ・「事実確認」と「指導」は明確に区別します。子どもや保護者との信頼関係を崩さないよう当事者のプライバシーに配慮し、聞き取りでは「時間」「場所」「方法」に配慮して、共感的な姿勢で臨みます。
- いじめの全体像の把握を行い、指導計画を立てる
  - ・聞き取った情報（発生日時、発生場所、内容など）を一元化し、「いじめの背景」「子どもの心理」などを含むいじめの全体像を把握してから、これに基づき対策会議で具体的な対応の方針を立てます。
  - ・いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周囲の子どもへの指導、保護者への説明と協力要請、関係機関や地域との連携を、いつ、誰が、どのようにやるのかを決め、全教職員に周知します。

## 3 問題解決のための支援と指導

### いじめられた子どもへの支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 子どもの意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（別室登校や登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担します。

### いじめた子どもへの指導

- 事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは許されないことを伝えます。
- 安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導をします。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた相談活動や指導を行います。

### 周囲の子どもへの指導

- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- 勇気ある行動ができなかった自分を見つめなおし、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

### 保護者への対応

- 保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請します。
- 最後まで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に学校の様子を報告するようにします。

## 4 経過観察と再発防止に向けて

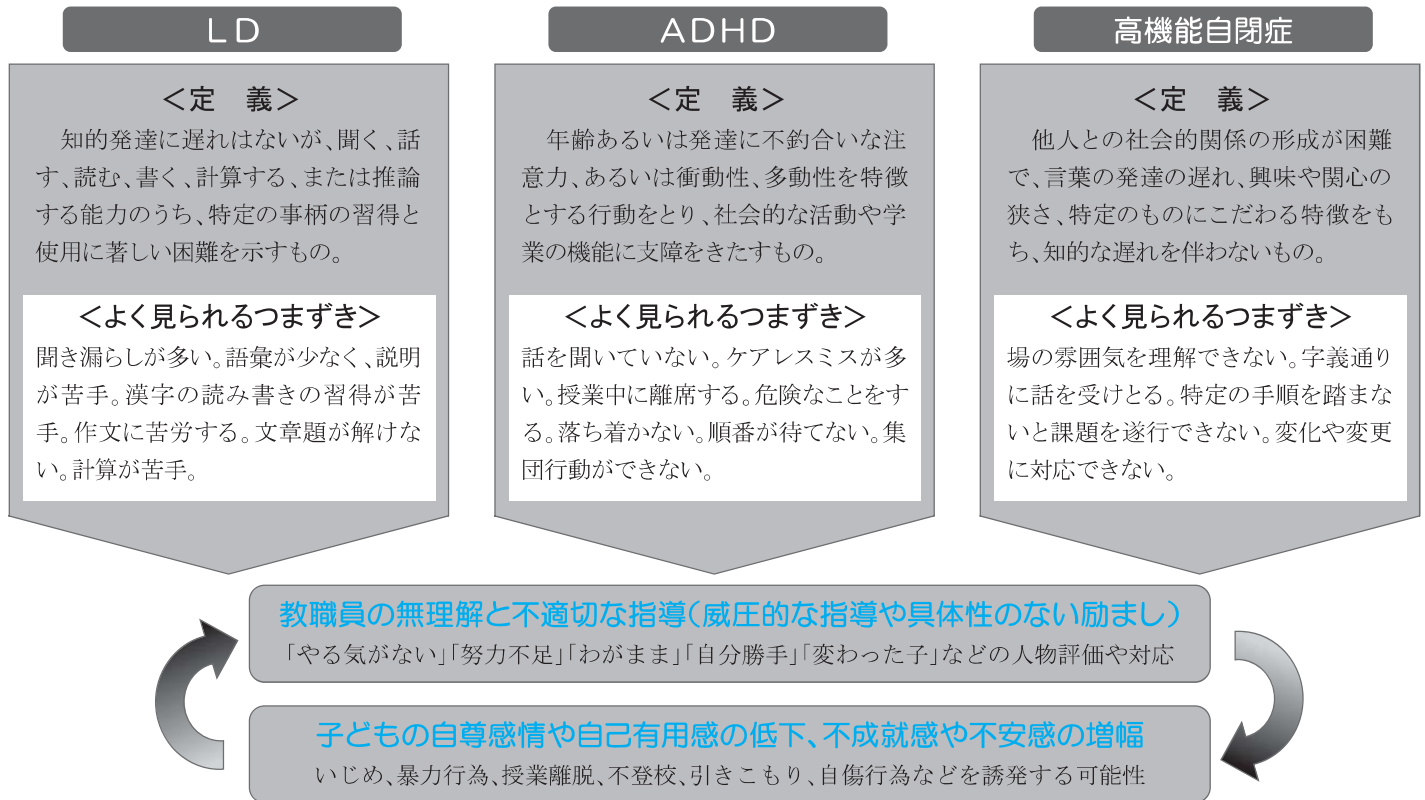
- 継続的な経過観察による追加支援
  - ・「解決したと思ったいじめが継続していた」、「いじめる立場が逆転して再発した」という事例もあります。保護者と連携しながら子どもへの経過観察を行い、必要に応じて対策会議を再招集して問題の再検討と事後指導の評価を行い、追加支援策を検討します。また、次の学年や進学先への引継ぎにも配慮します。
- 再発防止へ向けた指導体制の点検
  - ・これを契機に、学校全体のいじめに対する予防的な児童生徒指導体制を見直し、再構築します。



文部科学省が平成14年に実施した「通常の学級に存在する特別な支援を必要とする児童生徒に関する調査」によると、学習面、行動面またはその両方に困難のある児童生徒が、6.3%の割合で通常の学級に在籍していると報告されています。単純に考えて40人学級に2～3人の割合でいることになります。

こうした子どもたちは、物事の見方、捉え方、感じ方などに他の子どもたちとは少し違う特性があります。それゆえ周囲から理解されずに孤立し、いじめの対象になる場合があります。

## 1 特別な教育的ニーズのある子どもたちの理解



## 2 一人ひとりの特性に応じた対応

LD、ADHD、高機能自閉症などは、生涯にわたって続く特性ですが、一人ひとりに応じた適切な支援があれば適応状態が改善します。学校生活の中心である学級内の対応こそが成長の鍵を握るといっても過言ではありません。学級内で行う支援は次の3段階に分けて実践します。

### (1) みんなにとってよい指導・支援

- 教室環境の整備…余分な刺激の排除、集中できてわかりやすい環境づくり、構造化され、整理された物の配置
- 学習環境の整備…学習のルール(持ち物の片づけかたや学習準備のしかたなど)の具体的な明示、活動しやすい環境づくり、視覚的な手がかりや簡潔で具体的な説明による活動の見通しの明快化
- 個の違いを認め合える集団づくり…学級内のルールの明示、安心して過ごせる雰囲気づくり

### (2) 特別な配慮

- その子どものつまずきを予想し、必要な手立ての準備(例:個別な声かけ、具体物や絵などの視覚的情報、道具や手製の補助具、複数教材の提供など、これらは他の子どもも必要に応じて使用できるようにしておきます)

### (3) 特化した指導

- 特別な場を設け、その子どもの学習スタイルやペースに応じたオーダーメイドの指導

こうした対応は、特別な教育的ニーズの高い子どもには必要不可欠なものです。また、その他の子どもたちにとっても「学びやすさ」や「わかりやすさ」につながります。

個と全体は密接につながっており、一人ひとりへの適切な支援は「違いを認め、助け合う」学級でこそ生きてきます。子どもの変化を敏感に察知し、必要な指導・支援をていねいに行うこと、そして何より、どの子どもにとっても居心地のよい学級をつくるのがいじめの根絶につながるのです。

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、かかわっている子どもが拡大して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも子どもたちのわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くす必要があります。

## 1 いじめが見えにくい背景

### ●いじめられた子どもは相談しづらい

- ・いじめられている事実を隠すばかりか、時として否定することがあります。
- ・「先生に話したら、いじめがもっとひどくなるかもしれない」「親に心配をかけたくない」「弱い自分を知られたくない」「以前に自分もやったから」などと、発覚すること自体が苦しい心理状況にあります。

### ●いじめた子どもは罪悪感に乏しく正当化する

- ・いじめている子どもはいじめの自覚がなく、単なる遊びのような気持ちでいることがあります。
- ・たとえ一人対複数でも「いつも遊んでいる友だちだから」「お互いにやっていること」などと、ふざけあいの延長であることや親しい間柄を強調して、いじめを否定することがあります。

### ●いじめの手口の巧妙化、偽装がすすんでいる

- ・いじめは、隠れたところで行われることが多く、時として自分も被害者を装うことがあります。
- ・落選を期待して学級委員やリーダー職に推薦したり、ドッジボールなどのゲームで特定の子どもを集中的に狙えるようルール変更をしたり、担任をはじめ、衆目の中で堂々と行われていることがあります。

## 2 いじめのサインを受け取るために

### ●子どもを見取るアンテナで、するどくキャッチ

- ・教室や活動場所など同じ空間で過ごしていると、多くのサインを受信できます。教室の落書きや隣の机の間隔など、日常の行動や生活の様子の変化を見逃さないするどい感覚が必要です。

### ●子どもとの信頼関係が、早期発見にもっとも有効

- ・子どもと教職員との間に望ましい人間関係が築かれていれば、子どもは信頼して自分の悩みや苦しみを訴えられるようになります。子どもと日ごろからふれあい、絆を強めあう働きかけが大切です。

### ●こまめな記録の積み重ねが大切

- ・指導記録を工夫して、学級の中での人間関係や素行などを記録しておくことで、時間の経過による子どもの変化に気づきやすくなるとともに、思い込みによる誤認を防ぐことができます。

## 3 早期発見の3つの手立て

### (1) 観察

普段の授業における子どもの顔色や姿勢、学習態度などは、子どもの理解を深める大切な情報です。また、休み時間や清掃時間、昼食(給食)時間、部活動(クラブ活動)などは、授業時にはわからない人間関係を垣間見ることができます。こうした場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。また、教科書やノートなどの学用品、身の回りの物、机の上の落書きなどにも注視する必要があります。

### (2) 教育相談

学校における教育相談体制を確立し、子どもたちや保護者に啓発することによって、いじめられている子どもや周りの子どもたちが相談しやすくなり、いじめの早期発見につながります。

教育相談は本来、あらゆる教育活動を通して行われるべきものです。例えば、休み時間や清掃時間等に子どもと交わす何気ない会話をきっかけに行う相談活動など、子どもと接するあらゆる機会を教育相談に活かすことができます。また、それによって子どもに「いつでも相談できる」気持ちをもたせることができます。

一方で、年間計画に教育相談週間(月間)を位置づけ、一人ひとりの子どもと相談する時間を計画的に確保しておくことも大切です。事前に子どもの近況や悩みなどを書かせておくと、スムーズに進行します。

### (3) アンケート

観察や教育相談に加え、定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシートを活用することで、子どもの状態や指導法を客観的に把握することができ、いじめの早期発見につながります。学級の状態を把握する有効な方法として『かわさき共生\*共育プログラム』の効果測定があります。こうしたアンケートやプログラムを年間計画に位置づけて定期的に行うことによって、子どもへの意識づけにもなります。

# いじめの未然防止

いじめを未然に防ぐには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は深い児童生徒理解に立ち、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業に努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくむ必要があります。

## 1 学校体制を確立し、環境を整備する

いじめは決して許さないという共通認識に立ち、全教職員で子どもを見守っていくためには、いじめの予兆や悩みをもった子どもを見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立することが重要です。

**例** ●児童生徒指導上の問題が生じたときの組織とマニュアルづくり。●学習や人間関係でつまづいた子どもの支援体制の充実。●教育相談体制（しくみや相談室の環境、雰囲気など）の整備。●事例研究やカウンセリング演習など児童生徒指導に関する校内研修の充実。●互いに相談しやすい職員室内の雰囲気づくり。

## 2 子どもの心を受け止められる感性を磨き、「教師」としての人間性を高める

教職員自身が子どもから信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは「教師」としての基本です。子どもを一人の人間として尊重し、子どもの気持ちが理解でき、子どもと感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの子どもに向かって開いているか、絶えず自問する必要があります。

**例** ●正義や真理を大切にする姿勢と公正、公平な態度。●子どもの良さをたくさん見つけ、認め、褒めることができる実行力。●子どもの小さな変化を見逃さない感性と洞察力。●子どもの言動の背景（家庭・育ちの特性）を含めた一人ひとりの受容。●子どもの話への積極的な傾聴と共感。●子どもに寄り添い、積極的に子どもとかかわる姿勢。

## 3 子ども一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践する

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、子どもは前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深くかかわる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけていきます。

**例** ●指導内容を明確にして、できたことが実感できる授業の工夫。●学業不振の子どもに対する個別指導の充実。●学級での話し合い活動による主体性の伸張。●子どもが自ら企画・運営し、考え合い協力するような場の設定。●ロールプレイやエンカウンターを活用した社会性の育成。●地域や社会との関わりを大切にしたい学習の充実。

## 4 保護者や地域社会に開かれた学校づくりをすすめる

いじめ問題は、学校の指導や家庭の子育ての問題としてだけでなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があります。常に開かれた学校づくりに努め、さらに、学校が保護者や地域と一丸となって相互協力する関係づくりを進めます。その雰囲気は子どもたちにも伝播し、いじめの大きな抑止力になります。

**例** ●学校の指導方針、いじめ防止の取組などの積極的な開示。●通信などによる保護者への学級内の情報発信。●家庭内の子どもの様子を積極的に知る。●PTA 活動への積極的な参加。●地域全体で子どもを見守っていく風土づくり。●校外生活についての定期的な情報交換。●町内会や子ども会など地域行事への積極的な参加。

## 5 子どもたちの自浄力を育てる

子どもたち自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。子どもたちの自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う子ども」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもち「自分たちの学校ではいじめを絶対に許さない」という気運を高めることが大切です。

**例** ●児童会・生徒会によるいじめ撲滅の標語、ポスターを使ったキャンペーンの実施。●いじめをテーマにした児童会・生徒会による自主企画の特設。●リーダー研修会などによる計画的なリーダー養成。●部活動（クラブ活動）や委員会など集団活動を生かした協調性や自主性の伸張。結果だけを求めない人間形成の場としての位置づけ。



# いじめに関する相談

(年末年始及び祝日を除く)

## 川崎市総合教育センター

### <24時間電話相談>

Tel.044-522-3293 (毎日)\*<sup>1</sup>

### <一般電話相談>

Tel.044-541-3633 (毎日9:00~18:00)\*<sup>1</sup>

Tel.044-844-3700 (月~金9:00~16:30)

### <子ども電話相談>

Tel.044-844-6700 (月~金9:00~16:30)

\*<sup>1</sup> 年末年始を除き土日祝日も開設しています。

## 川崎市教育委員会

### <教育相談>

Tel.044-200-3288、3289 (月~金9:00~16:15)\*<sup>2</sup>

### <インターネット問題相談窓口>

Tel.044-200-3068 (月~金8:30~21:00)\*<sup>2</sup>

\*<sup>2</sup> 12:00~12:45は昼食休憩のため出られません。

## 子ども家庭センター(新川崎市中央児童相談所)

Tel.044-542-1234 (月~金8:30~17:00)

## 川崎市中部児童相談所

Tel.044-877-8111 (月~金8:30~17:00)

## 川崎市北部児童相談所

Tel.044-931-4300 (月~金8:30~17:00)

## 区役所 こども支援室

### <こども教育相談・家庭児童相談>

川崎区役所 Tel.201-3313

宮前区役所 Tel.856-3240

幸 区役所 Tel.556-6693

多摩区役所 Tel.935-3431

中原区役所 Tel.744-3238

麻生区役所 Tel.965-5303

高津区役所 Tel.861-3259

(月~金9:00~16:30)

※市外局番は044です。

## 地区健康福祉ステーション

### <こども教育相談・家庭児童相談>

大師地区 Tel.044-271-0150 (月~金9:00~16:30)

田島地区 Tel.044-322-1999 (月~金9:00~16:30)

## 川崎市児童・青少年電話相談

Tel.044-542-1567 (月~金9:00~20:00)

## 川崎市人権オンブズパーソン

Tel.044-813-3110

Tel.0120-813-887 [こども専用フリーダイヤル]

(月・水・金13:00~19:00、土9:00~15:00)

## 横浜地方法務局川崎支局

### <子どもの人権110番>

Tel.0120-007-110 [フリーダイヤル] (月~金8:30~17:15)

## 神奈川県警察 少年相談・保護センター

### <ユーステレホンコーナー>

Tel.045-641-0045

Tel.0120-457-867 [フリーダイヤル] (月~金8:30~17:15)

※いずれの機関も開設曜日・時間に変更がある場合があります。

# いじめに関する文献・資料

児童生徒指導ハンドブック

検索

インターネットでも内容の一部が確認できます。  
検索エンジンに『タイトル』を入力してください。

## 川崎市教育委員会

◇『児童生徒指導ハンドブック』平成16年3月

◇教師用指導資料『かわさき共生\*共育プログラム』平成22年3月

◇『一人ひとりの子どもを大切に作る学校をめざして[II] ~いじめ問題の理解と対応~<資料編>』平成22年9月

## 川崎市総合教育センター

◇川崎人権尊重教育実践事例集『自分と、まわりの人を大切に作る子を育てる「かわさきKタイム」』平成19年3月

◇『児童生徒の豊かな人間関係を育てるために ~「いじめ」の現状:10年前との比較を通して~』平成19年3月

## 神奈川県教育委員会

◇『児童・生徒指導強化週間取組み事例集』平成19年6月

◇『子どもたちが携帯電話等を安全に安心して利用するために』平成21年1月

## 神奈川県立総合教育センター

◇『教育相談事例から考える いじめとその対応 ~チームでいじめに対応する重要性~』平成19年4月

## 神奈川県警察

◇『インターネット掲示板での誹謗中傷事案対応マニュアル』平成18年10月

## 文部科学省

◇『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集(学校・教員向け)』平成20年11月

◇『生徒指導提要』平成22年3月

## 国立教育政策研究所

◇『いじめ問題に関する取組事例集』文部科学省 国立教育政策研究所生徒指導研究センター 平成19年2月

◇『生徒指導資料第1集(改訂版) 生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導』平成21年3月(ぎょうせい)

◇『生徒指導支援資料「いじめを理解する」』平成21年6月

◇『生徒指導支援資料2「いじめを予防する」』平成22年6月

## 一般書籍

◇森田洋司著『いじめとは何か ~教室の問題、社会の問題~』平成22年7月(中央公論新社)

『一人ひとりの子どもを大切に作る学校をめざして[II] ~いじめ問題の理解と対応~』発行: 第1版 平成22年9月

川崎市教育委員会 学校教育部 指導課 〒210-0004 神奈川県川崎市川崎区宮本町6 Tel.044-200-3247

第2版 平成23年5月

川崎市総合教育センター 教育相談センター 〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口6-9-3 Tel.044-844-3700